

令和4年11月10日（木）
都市経営戦略会議資料

「旧中央区役所保健センター」及び
「（仮称）さいたま市口腔保健センター」
整備の方向性について



保健福祉局
保健部
健康増進課

審議事項

- 旧中央区役所保健センターの整備方針について
- (仮称) さいたま市口腔保健センターの設置、運営体制について

1. 令和元年度第4回都市経営戦略会議（令和元年6月26日）

■現状及び課題

現状

- ・一般歯科診療所では障害者（児）及び要介護高齢者の対応が困難
- ・障害者（児）及び要介護高齢者が利用できる専門歯科医療機関が少ない
- ・埼玉県歯科医師会口腔保健センターの受診までの待機期間の長期化
- ・障害者（児）専門歯科医療機関である口腔保健センターの設置を求める声がある



課題

専門歯科医療機関が少なく、市内に唯一ある埼玉県歯科医師会口腔保健センターも待機期間が長期化しており、障害者（児）及び要介護高齢者が歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な状況となっている。

■設置による効果

口腔保健センターの設置により、一般歯科診療所での治療が困難な障害者（児）や要介護高齢者が、適切な時期の歯科治療と、定期的な歯科保健サービス（フッ化物塗布等）を受けることができる。



障害者（児）や要介護高齢者の歯と口の健康の保持・増進、歯科疾患の予防が図られ、生活の質の向上が期待できる。

1. 令和元年度第4回都市経営戦略会議（令和元年6月26日）

■審議事項

口腔保健センターの設置について

- ・ 障害者（児）及び要介護高齢者の歯と口の健康保持・増進、歯科疾患の予防の推進のため、（仮称）さいたま市口腔保健センターを設置する。
- ・ 設置主体及び運営主体についてはさいたま市歯科医師会とし、障害者等の歯科治療に必要な特殊部分について補助金を支出し、当該事業の持続性を支援する。
- ・ 設置場所については中央区保健センター管理施設（旧中央区保健センター）内とする。
- ・ 令和4年度までに施設の大規模改修を実施し、令和5年度に運営を開始する。



■審議の結果

口腔保健センターの設置については原案のとおり了承する。ただし、事業実施に当たり、さいたま市歯科医師会等関係者と十分に協議し、進めていくこと。また、設置に当たっては、施設の有効活用の観点から関係所管課と協議すること。

2. これまでの検討経緯

■基本計画・構造検討業務

口腔保健センターの設置に伴い、レイアウト変更（壁の撤去等）が必要となったことから、基本計画の策定と構造検討を行なった。

その結果、供用開始までのスケジュールや工事費用に関して、計画どおりに進まない不確定要素を多く含んでいることが判明した。

建物の老朽化と大規模改修工事の問題点について

◎大規模改修工事の目的として、劣化した機能を建築当初の水準まで回復させるだけでなく機能向上を図る予定であったが、以下に掲げる問題が検討を具体化している中で判明した。

- 構造検討に当たっては、既存図面等を収集し、可能な範囲で調査を行っているが、改修工事は新築工事と異なり、壁や天井など実際に工事に着手してからでないと確認できない箇所がある。
特にその中でも、老朽化が進んでいる施設では、工事を進めていく中で当初計画していた以上の改修が必要となるなどの、スケジュール等が計画どおりに進まない不確定な要素が多く含まれる。

浸水対策について

- 合併以降から現在にかけて、実際の浸水被害は発生していないが、建物の建設地は、ハザードマップ上の浸水想定区域に位置付けされている。
- 口腔保健センターは全身麻酔を行う施設となるが、地下に電気設備がある施設となっており、浸水対策を講じる必要がある。近年の気象状況に鑑み、止水板等の一時的な措置ではなく、**抜本的な浸水対策の必要**がある。

3. 整備手法の検討

	大規模改修工事 (令和元年度戦略会議時)	大規模改修工事 (基本計画策定後 (令和3年度))	現地建替え
概要	旧中央区役所保健センターの大規模改修工事を実施し、口腔保健センターを開設	旧中央区役所保健センターの大規模改修工事を実施し、口腔保健センターを開設	旧中央区役所保健センターを解体し、現地建替えを実施し、口腔保健センターを開設
機能・面積	口腔保健センター・市歯科医師会事務所・休日急患診療所・与野医師会事務所・与野歯科医師会事務所・与野薬業協同組合事務所 本体施設 3,627㎡	口腔保健センター・市歯科医師会事務所・休日急患診療所・与野医師会事務所・与野歯科医師会事務所等 本体施設 3,553㎡	口腔保健センター・休日急患診療所・与野医師会事務所・与野歯科医師会事務所 本体施設 約2,100㎡
使用可能年数	約31年間	約31年間	約80年間
開設時期	令和5年度	最短で令和8年度 ※更なるコスト増、期間延長の可能性あり	最短で令和10年度
メリット	—	・計画どおりに工事が進んだ場合に、現地建替えより早期開設が可能。	・不確定要素が少なく、計画どおりに進捗する可能性が高い。 ・長期使用できるため、1年当たりの費用を考えた場合、費用対効果が高い。
デメリット	—	・老朽化が進んでいる施設であることから、計画どおりに進まない不確定な要素が多く含まれる。 ・使用可能年数が短く、1年当たりの費用を考えた場合、費用対効果が低い。 ・浸水に関して、抜本的な対策が取れない。	・大規模改修工事と比較し、口腔保健センターの開設時期が遅くなる。

4. 旧中央区役所保健センターの整備

■方針転換

大規模改修工事のリスク等を踏まえ、旧中央区役所保健センター・口腔保健センターの担う役割、効果的な地域医療の推進、整備スケジュールなど、多角的な視点で様々な整備手法の中からより効果的な整備手法を検討することとした。

■旧中央区役所保健センターの整備手法について

- ・旧中央区役所保健センターは、昭和52年の建設当初から休日急患診療所等や医師会等の事務所があり、地域医療の拠点としての役割を担ってきた
- ・口腔保健センターは本市における障害者歯科診療の中心的役割を持つ
- ・各種機能を集約することにより、それぞれが有機的な連携を行うことで、効果的な地域医療の推進が期待できる
- ・開設に向けたスケジュールの確実性が高い
- ・新しい施設を長期的に使用することが可能
- ・施設面積の縮減と管理コスト縮減が図れる



以上から、旧中央区役所保健センターを現地建替えとして、口腔保健センターについて一体的に整備することとしたい。

5. 口腔保健センターの設置、運営体制について

■ (仮称) さいたま市口腔保健センター設置根拠

1. 歯科口腔保健の推進に関する法律 第9条

国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

2. さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例 第8条第7号

市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

(7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項。

3. 令和元年度第4回(第297回)都市経営戦略会議結果

口腔保健センターの設置については、原案(※)のとおり了承とする。ただし、事業実施に当たり、さいたま市歯科医師会等関係者と十分に協議し、進めていくこと。また、設置にあたっては、施設の有効活用の観点から関係所管課と協議すること。

※旧中央区保健センターの大規模改修を実施し、令和5年度に口腔保健センターを旧中央区保健センター内に設置。設置主体及び運営主体はさいたま市歯科医師会とし、障害者等の歯科治療に必要な特殊部分について補助金を支出し、市は当該事業の持続性を支援する。

4. さいたま市総合振興計画基本計画実施計画への位置付け(令和3年度～)

事業番号03-1-1-01「市民の主体的な健康づくりの推進」の中に位置付け。

「障害者(児)及び要介護高齢者の歯科治療施設である、(仮称)さいたま市口腔保健センターを開設します。」



以上のことから、障害者(児)及び要介護高齢者の歯科治療の充実を図ることをもって、歯科口腔保健を推進するため、市の事業として口腔保健センターを開設する。

6. 口腔保健センターの運営体制

令和元年度戦略会議時

設置主体及び運営主体については、さいたま市歯科医師会とし、障害者等の歯科治療に必要な特殊部分について**補助金**を支出し、当該事業の持続性を支援する。



運営体制の変更

設置主体をさいたま市歯科医師会からさいたま市に変更し、公の施設として位置付けた上で、運営形態を指定管理者制度としたい。

【設置主体の変更理由】

歯科口腔保健の推進に関する法律及びさいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例に定める市の責務に即して、より一層の歯科口腔保健の充実を目的に、障害者や要介護高齢者の歯科治療を市が主体的に実施するため。

※なお、口腔保健センターについては市の設置する診療所であるため、建設費や歯科機器整備費等に充当率100%の病院事業債を充てることが可能であり、財政負担の平準化を図ることができる。

※他政令市では、新潟市、千葉市、神戸市において指定管理者制度を導入している。

7. 指定管理者制度の活用

指定管理者が行う業務

- ①障害者（児）及び要介護高齢者に対する歯科診療
- ②診療報酬等の收受
- ③指定管理者による自主事業

指定期間

3～5年間を想定

管理運営に係る経費等の取扱い

- ①診療報酬等は指定管理者の収入とする
- ②指定管理料は、指定管理者が行う業務の実施に要する経費から診療報酬等を差し引いた額を想定
- ③事業運営に要する光熱水費等は、指定管理者の負担とする
- ④このほか物品や修繕の取扱い等は、協議によって基本協定で定めることを想定

指定管理者制度導入スケジュール

令和8年度	公の施設設置条例の提出 公の施設設置条例の制定
令和9年度	選考方法案の決定、募集・受付、候補者案の選定 候補者の決定・公表 指定議案の提出
令和10年度	協定締結、管理開始

8. 口腔保健センターの概要（案）

	都市経営戦略会議時（令和元年6月）	整備案
設置主体	さいたま市歯科医師会	さいたま市
運営主体	さいたま市歯科医師会	—
運営形態	補助金	指定管理者制度
開設時期	令和5年度	令和10年度
設置場所	さいたま市中央区本町東4-4-3	さいたま市中央区本町東4-4-3
対象者	障害者（児）、要介護高齢者	障害者（児）、要介護高齢者
診療日数	年間約240日(週5日診療)	年間約240日(週5日診療)
診療時間	9:00～17:00(休憩時間含む)	9:00～18:00(休憩1時間含む)
歯科ユニット数	4台（うち全身麻酔用1台）	5台（うち全身麻酔用1台）
患者人数	年間4,800人程度	(初年度) 1,500人 (10年目) 5,000人 (20年平均) 5,000人

9. 全体スケジュール

